

不安定水源をなぜ切り捨てるのか？

不安定水源 28500のうち川棚川暫定豊水水利権5000を除き、
佐世保地区内の不安定水源 23500m³について集計してみると

最大取水量	18,000	4,500	1,000	23,500	4,500
水源名	四条橋	三本木	岡本	合計	相浦(安定水源)
平成6年	10,411	7,237	713	18,361	1,729
平成7年	6,556	9,237	367	16,160	3,151
平成8年	8,861	7,946	550	17,357	2,749
平成9年	2,220	12,839	734	15,793	550
平成10年	7,704	8,111	718	16,533	2,380
平成11年	3,738	8,994	745	13,477	1,161
平成12年	3,174	8,513	778	12,465	483
平成13年	3,949	8,519	849	13,317	715
平成14年	3,432	7,698	819	11,949	510
平成15年	4,265	8,883	748	13,896	2,322
平成16年	2,063	7,101	546	9,710	954
平成17年	7,715	6,488	509	14,712	1,776
平成18年	5,643	5,735	529	11,907	1,051
平成19年	9,575	3,980	601	14,156	4,038
平成20年	6,980	8,939	862	16,781	1,868
平均	5,752	8,015	671	14,438	1,696

* 平成6年～20年の15年間の平均で日量約14,400m³の取水実績がある

* 平成6年の大渇水の年に18,000m³も取水していた

* 平成17年と19年の渇水年の時も直近の平年以上の取水ができていた

* 一日4,500m³の慣行水利権を有する三本木取水場は平均8,000m³以上も取水しているが、

* 同じ4,500m³の安定水利権を有する相浦取水場の取水実績の平均は、1,696m³しかない

* 四条橋と三本木は慣行水利権で許可水利権ではないが、慣行水利権でも安定的に取水できるならば、水源として認めるべきではないだろうか？

実際、長崎市では矢上水源（一日最大12,000m³）という慣行水利権を市の水源に加えている

* それまでずっと安定水源として扱ってきた2つの慣行水利権を、平成11年から不安定扱いする根拠が不明である。その年から石木ダムの再評価が始まったことと無関係とは思えない